

自然災害により被災された入学志願者の検定料免除について

自然災害により被災した受験生の進学機会の確保を図る観点から、検定料免除の特別措置を講じます。検定料の免除を希望する場合は、申請の前に必ず本学学生課まで連絡してください。

1 対象者

免除対象となる入学者選抜試験の志願者で、自然災害により災害救助法の適用を受けた地域において被災し、次のいずれかに該当する方

- (1) 学資負担者が所有する自宅家屋の全壊、大規模半壊、半壊、流失の被害を受けた方
- (2) 学資負担者が災害により死亡または行方不明の方
- (3) 学資負担者の居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域等に指定された方

2 申請の方法

事前に本学学生課に連絡し、該当すると判断された方は、所定の申請書類を希望する入学試験の申請期限までに提出してください。提出の際には、封筒の表に「検定料免除申請書在中」と朱書きし、返信用封筒（長型3号、110円切手貼付、住所・氏名記入）を同封してください。

なお、この申請を行う場合は、出願時に「検定料」を払い込まないでください。

3 申請書類および証明書

- (1) 申請書類 「検定料免除申請書」（大学ウェブサイトからダウンロード）
- (2) 証明書 ・「り災証明書」（上記1の(1)に該当する方。写しでも可）
・「死亡または行方不明を証明する書類」（上記1の(2)に該当する方）
・「被災証明書」（上記1の(3)に該当する方）

4 申請期限（いずれも当日必着）

- (1) 学校推薦型選抜（推薦選抜Ⅰ） 令和6年9月27日（金）
- (2) 学校推薦型選抜（推薦選抜Ⅱ） 令和6年11月18日（月）

5 許可または不許可の通知

- (1) 許可された方には、出願受付期間前までに「決定通知書」を送付します。願書の提出に当たっては検定料を納付せず、送付された「決定通知書」を入学志願票に貼付して提出してください。

- (2) 不許可の方には、出願受付期間前までに別途通知します。願書の提出に当たっては、検定料を納付の上、必要な手続をしてください。検定料の納付がない方の当該入学者選抜試験に係る出願は受理しません。

6 その他

- (1) 諸事情により、申請期限までに申請書類および証明書の書類が提出できない場合は、必ず申請期限前に連絡してください。
- (2) 本件について、不明な点がありましたら本学学生課までお問い合わせください。

7 問い合わせ先

秋田公立美術大学学生課
018-888-8105
nyushi_jimu@akibi.ac.jp